

定額給付金申請書の

受け付けが始まりました！

町では、3月末に定額給付金申請書を
発送しました。

この給付金は、現在の厳しい経済状況
をふまえ、生活者の不安にきめ細かく対
応するとともに、家計に広く給付するこ
とで消費を増やし、景気を下支えするこ
とを目的として実施されるものです。

なお、この給付金の給付対象者基準日
は、平成21年2月1日となっています。

給付金の受給手続きは、各家庭の世帯
主の方から申請書を提出していただき、
ご指定の口座（通常は、世帯主の口座）
へお振込みを行うこととなります。

給付額は、世帯構成者1人当たり一万二
千円です（ただし、基準日現在の年齢が
65歳以上の方および18歳以下の方につい
ては、1人につき二万円）

申請期限は、申請書受付開始から6カ
月となっております。申請書をお早めに
ご提出ください。

申請手続きの流れ

① 申請書等を提出

世帯主



役場

② 交付決定通知

③ 給付金のお振込み



① 申請書等を提出

役場から郵送にて申請書が届きますので、申請書に本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、住基カード、外国人登録証明書等）の写しおよび振込口座の通帳の写し等を添付し、同封の返信用封筒にて郵送してください。

② 交付決定通知

定額給付金の交付決定通知が世帯主あてに届きます。

③ 給付金のお振込み

申請書の提出時にご指定いただいた口座（通常は世帯主の口座）へ定額給付金を振り込みます。
※口座へのお振込が困難な方のみ、現金による受領となります。

現金受領の場合は、申請書提出後、別途ご通知をお送りしますが、口座振込みの方よりも手続きに相当の期間を要することとなります。

※申請書を提出されてから給付金のお振込みまで6週間程度を要する場合があります。